第９８号議案

　　会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和４年１１月２５日

　　　　　　　　　　　　　　　品川区長職務代理者

　　　　　　　　　　　　　　　品川区副区長　　和　　氣　　正　　典

　　　会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与および費用弁償に関する条例（令和元年品川区条例第１８号）の一部を次のように改正する。

　第１６条第１項中「、３月１日」を削り、同条第２項中「、３月に支給する場合においては１００分の２５、６月に支給する場合においては１００分の１０５、１２月に支給する場合においては１００分の１１０」を「１００分の１２０」に改める。

　　　付　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

　（説明）会計年度任用職員の期末手当に係る支給回数を改める必要がある。